

文部科学委員会

文部科学調査室

I 所管事項の動向

1 教育政策の動向

(1) 教育振興基本計画

令和5年6月に閣議決定された新たな「教育振興基本計画¹」（令和5～9年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 |
|---|

(2) 教育未来創造会議

教育未来創造会議²は、令和4年5月に、デジタル・グリーン等の成長分野への大学の学部等の再編促進に向けた支援³、給付型奨学金と授業料減免（高等教育の修学支援新制度）の中間層への拡大やライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設（3(2)「奨学金等の学生に対する経済的支援」参照）等を内容とする「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」を取りまとめた。

令和5年4月には、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方について、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」を取りまとめた。第二次提言では、2033年までに日本人学生の海外留学者数50万人⁴、外国人留学生の受入数40万人⁵の実現等を目指すとしており、その実現に向けて、コロナ後の新たな留学生派遣・

¹ 教育振興基本計画は、平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画である。

² 教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するため、高等教育を始めとする教育の在り方の方向性を明確にし、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的として、令和3年12月に設置されたもので、内閣総理大臣を議長とし関係閣僚及び有識者で構成されている。

³ これを受け、同年12月に「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法」の改正が行われ、令和4年度第2次補正予算において、大学等の学部再編等支援のための基金（約3,000億円）が計上された。

⁴ なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。

- ・高等教育段階での日本人留学生の長期留学者数 6.2万人→15万人
- ・高等教育段階での中短期の留学者数 11.3万人→23万人
- ・高校段階での留学者数（研修旅行（3か月未満））4.3万人→11万人、（留学（3か月以上））0.4万人→1万人

⁵ なお、第二次提言において示す内訳は以下のとおり。

- ・高等教育機関及び日本語教育機関 31.2万人→38万人、高校 0.6万人→2万人

受入れ方策、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進の取組を実施することとしている。また、9月には、第二次提言における具体的取組を着実に実行するため、政府が今後取り組む方策やスケジュールを示した工程表が公表されている。

2 初等中等教育

(1) 教員に関する諸課題

ア 教員不足

令和4年1月に公表された文部科学省の調査によれば、令和3年度始業日時点において、小・中・高等学校と特別支援学校で欠員が生じる「教師不足⁶」が2,558人に上ることが明らかになった。その後、文部科学省が令和4年度、5年度当初の状況について都道府県及び政令指定都市の教育委員会に聴取したところ、依然として厳しい状況にあることが明らかとなっている。

令和5年度始業日時点の「教師不足」の状況（令和4年度当初との比較）

	総計	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
改善	11	12	11	2	8
同程度	28	26	33	41	38
悪化	29	30	24	19	16

(注) 数値は、各都道府県・指定都市教育委員会回答数の合計である。

(出所) 文部科学省資料

このような状況を受け、文部科学省は、各教育委員会における教員不足に対応した様々な工夫を紹介するための通知を都道府県教育委員会等に対して発出したほか、全国各地の教員募集情報を一覧できるポータルサイトの開設や、令和5年度からは、年度の初期頃に産・育休を取得することが見込まれる教員の代替者を、都道府県教育委員会等が年度当初から任用する取組の支援等を行っている。

イ 教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、教員の処遇の改善等）

令和5年4月、文部科学省の「教員勤務実態調査（令和4年度）」の結果（速報値）が公表され、平成28年度実施の調査との比較において、教員の時間外勤務の状況が一定程度改善した一方で、依然として長時間勤務の教員が多い実態が明らかとなった。文部科学大臣は、同年5月、この調査結果等を踏まえ、更なる学校における働き方改革の在り方等について、中央教育審議会（以下「中教審」という。）に諮問⁷を行った。

この諮問を受け、検討を行ってきた中教審の特別部会は、同年8月、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（緊急提言）を取りまとめ、文部科学大臣に提出した。

⁶ 臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教員の数が、各都道府県・指定都市の教育委員会において学校に配置することとしている教員の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じる状態のこと。

⁷ 「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（諮問）」。

「緊急提言」の概要

教師を取り巻く環境整備について、直ちに取るべき事項として、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
2. 学校における働き方改革の実効性の向上等
3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(出所) 文部科学省資料

緊急提言の位置付けについては、「できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない」とした上で、「今後、制度的な対応が必要な施策の具体的な検討を含む広範多岐にわたる諮問事項について丁寧に議論を進めていく予定」としている。

中教審においては、令和6年春ごろを目途に最終的な取りまとめを行うことが予定されており、特別部会において、引き続き各諮問事項についての議論が行われることとなっている。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太方針2023）」（令和5年6月閣議決定）においては、「教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」とした上で、時間外手当の代わりに給料月額4%を教職調整額として支給すること等を定めた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）について、「2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する」とされている。

(2) 小学校における35人学級の計画的な整備と高学年の教科担任制の推進

令和3年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）の改正が行われ（同年4月1日施行）、公立小学校の学級編制の標準を、令和3年度から令和7年度までの5年をかけて、小学校第2学年から第6学年まで35人に段階的に引き下げるものとされた。令和6年度予算概算要求では、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げるための教職員定数の改善（3,171人）が要求されている。

なお、この改正法附則における検討規定に基づいて、35人学級等の効果検証に必要な実証研究が令和4年度から行われている⁸。

学級編制の標準の段階的な引下げ

来年度要求分

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
小学校（40人（注）⇒35人）	小2	小3	小4	小5	小6

(注) 小学校第1学年の学級編制の標準は、平成23年の義務標準法改正により35人に引き下げられている。

また、学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、小学

⁸ 骨太方針2023では、「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」とされた。

校高学年における教科担任制が推進されている。当初、令和4年度から4年程度かけて段階的に取組が進められていたが、令和5年8月の中教審の「緊急提言」等⁹において、1年前倒して実施することにより取組の強化を図る等とされたことを受け、文部科学省は令和6年度予算概算要求において1,900人の定数改善を要求した。

(3) 部活動改革（部活動の地域移行）

学校の部活動をめぐる状況について、近年、特に深刻な少子化の進行に伴い、持続可能性の観点から厳しさを増していることが指摘されているほか、部活動指導が教員にとって大きな業務負担となっているとの課題も認識されている。

スポーツ庁及び文化庁は、運動部・文化部の部活動改革を推進する具体的な方策等についてそれぞれ検討を行い、令和4年6月及び8月にそれぞれ取りまとめた「部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、同年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとし、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

なお、令和6年度予算概算要求では、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備のため、約49億円が要求されている。

(4) いじめ、不登校

ア いじめ

文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和4年度問題行動等調査）（令和5年10月公表）における小・中・高校等でのいじめの認知件数は681,948件（対前年度66,597件（10.8%）増）で過去最高となった。また、いじめの重大事態¹⁰の件数は923件（対前年度217件（30.7%）増）となった。

いじめ防止対策の強化に向け、文部科学省は、令和5年4月に設置された、こども家庭庁¹¹等の関係府省と連携・協力し、地方公共団体における総合教育会議等を活用した教育委員会・首長部局等との連携促進や、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上等に取り組むこととしている。

⁹ このほか骨太方針2023では、「2024年度から小学校高学年の教科担任制の教科や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進める」とされた。

¹⁰ いじめの重大事態とは、いじめ防止法第28条第1項各号において、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。

¹¹ 文部科学省は、令和4年11月こども家庭庁設立準備室と共同で「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」を設置した。文部科学省は、同連絡会議における検討等を踏まえ、こども家庭庁等と連携し一体的な対応を推進するため、令和5年2月に、いじめ問題への的確な対応に向け、警察との連携を徹底するよう求める通知を、同年3月には、いじめの重大事態に関する国への報告を求める通知を教育委員会等に対して発出した。

また、一部の事案において、いじめ防止対策推進法で定める発生報告等の対応が適切に行われていなかった事実が明らかになったことを踏まえ、同年7月に「いじめ重大事態調査の実施における基本的な対応¹²のチェックリスト」を作成し、都道府県教育委員会等に配布した。

イ 不登校

文部科学省の令和4年度問題行動等調査では小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人（対前年度54,108人（22.1%）増）となり、10年連続で増加し、過去最多となった。

不登校児童生徒への支援のため、文部科学省は、令和5年3月、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」¹³を取りまとめた。また、同年4月には、不登校に係る取組の進捗管理及び改善等を図るため、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を省内に設置した。

推進本部は、同年8月の会議においてCOCOLOプランの進捗の確認を行うとともに、従来の「不登校特例校¹⁴」の名称について、不登校特例校に通う児童生徒・教職員から意見募集を行い、「学びの多様化学校」に改めることを決定した。

(5) 教育の情報化の推進

学校におけるICT環境整備については、文部科学省が平成29年に取りまとめた「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」に基づく「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の下で整備が進められ、その後のGIGAスクール構想¹⁵の実現に向けた取組によって大幅に整備が推進されてきた。中教審は、GIGAスクール構想を踏まえた成果や課題等を検証し、令和7年度以降の新たな学校におけるICT環境整備方針を策定するため、令和5年4月、初等中等教育分科会に特別委員会を設置し、検討を行っている。

また、文部科学省は、同年7月、生成AIの学校現場での利用に関し、「初等中等教育

¹² 「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月制定）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（基本方針）（平成25年10月策定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月策定）等に則った対応を指す。

¹³ COCOLO（Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning）プランにおいては、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える、②心の小さなSOSSを見逃さず、「チーム学校」で支援する、③学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることを目指し、可能なことから順次取り組んでいくこととしている。

¹⁴ 不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。

¹⁵ GIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想とは、義務教育段階の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子供たち一人一人に個別最適な学びの実現を目指すもので、令和元年度補正予算及び令和2年度第1次補正予算で措置された。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末については、早ければ令和6年度に更新時期を迎える地方公共団体がある。更新費用を国費負担とするか等について、骨太方針2023では、「国策として推進するGIGAスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める」とされている。

段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を策定した。ガイドラインでは、現時点において活用が有効な場面を検証しつつ、「限定的な利用から始めることが適切」であるとした上で、不適切な例や活用例、留意すべきポイント等が示された。

文部科学省は、ガイドラインに示されたパイロット的な取組を進めるため、同年8月から9月にかけて、公立中・高等学校等を対象として生成A Iパイロット校を公募・採択を行った。今後、採択校による成果や課題等に関する知見の蓄積が進められる予定である¹⁶。

ガイドラインで示された主な内容

不適切な例	・情報活用能力が不十分な段階において自由に使わせること ・コンクールの作品やレポート等で自己の成果物として応募・提出すること 等
活用例	・生成A Iの誤りを含む回答を教材として、その性質や限界等を生徒に気付かせること ・足りない視点を見つけ、議論を深める目的で活用させること 等
その他の重要な留意点	・個人情報等の保護の観点を十分に踏まえることが必要 ・著作物の利用に関する正しい理解に基づいた対応が必要 等

(出所) ガイドラインをもとに調査室資料

(6) 学校給食の無償化

物価高騰やコロナ禍を背景として、地方公共団体において学校給食費の無償化の動きが相次いでいること等を踏まえ、政府が令和5年3月に公表した「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、学校給食費の無償化に向けた課題整理等が盛り込まれた。

また、「こども未来戦略方針」（令和5年6月閣議決定）では、学校給食費の無償化の実現に向け、学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組実態等を速やかに調査し、1年以内にその結果を公表するとした上で、法制面等も含め課題整理を行い、具体的方策を検討するとされた。

これを受け、文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施している。

3 高等教育

(1) 大学改革

第4次産業革命、Society5.0と言われる産業構造、社会構造が大きく変化する時代にあっても社会に柔軟に適応できる高度な人材を育成する教育機関として大学への期待が高まっている。加えて、18歳人口の大幅な減少により定員割れ・赤字に陥る大学等も少なくないという観点からも社会や時代のニーズに合った教育機関への変革が求められている。

このような要請を受けて中教審において議論が行われ、平成30年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（グランドデザイン答申）が取りまとめられた。現在、グランドデザイン答申や骨太方針等に基づいた大学改革が進められている。

令和5年9月、急速な少子化やグランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすこ

¹⁶ 令和5年度末に採択校による実践事例の報告、成果報告会の開催等が予定されている。

とが求められているという問題意識から、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。主な検討事項は、以下のとおりである。

主な検討事項

1. 2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿
2. 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方
3. 国公私の設置者別等の役割分担の在り方
4. 高等教育の改革を支える支援方策の在り方

(出所) 文部科学省資料をもとに当室作成

ア 国立大学改革

国立大学については、それぞれの特色や長所を活かした機能強化に向けた取組が進められている。第4期中期目標期間（令和4～9年度）においては、国が総体としての国立大学法人に求める役割や機能に関する大枠の方針（中期目標大綱）を示し、各法人がその中から、6年間で自らが果たすミッションを中期目標として位置付けた上で、その目標の達成が検証可能な指標を中期計画に明記することとされた。また、国立大学の経営改革を促すため、成果に基づく客観・共通指標による評価等によって、国立大学法人運営費交付金の一部を再配分する仕組みが導入された。なお、令和6年度予算概算要求では国立大学法人運営費交付金に1兆1,089億円（対前年度比305億円増）が計上されている。

また、国立大学における個性的かつ戦略的大学の経営を可能とする改革を進めるため、令和3年5月には、年度計画・年度評価の廃止や監事の体制の強化、国立大学法人に認められる出資対象事業の拡大等を内容とする国立大学法人法の改正が行われた。

さらに、世界と伍する研究大学の実現のため新たに創設された国際卓越研究大学制度において、令和6年度から大学ファンド（4(4)ア「10兆円規模の大学ファンド」参照）による支援が開始される予定である。

イ 私立大学改革

18歳人口が減少する中、私立大学等は定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増しており、私立大学等の経営力や教育研究機能の強化に向けた取組が行われている。例えば、グランドデザイン答申等を踏まえ、令和元年5月に、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等を行う私立学校法の改正や大学間の連携・統合を進めるための私立大学の学部等単位での事業譲渡の円滑化を可能とする私立学校法施行規則の改正が行われた。

また、令和5年4月に、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、学校法人の理事、監事、評議員、会計監査人の資格及び選解任の手續等の管理運営制度の見直し等を内容とする私立学校法の改正が行われた（一部の規定を除き、令和7年4月1日施行）。

(2) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア 修学支援新制度

令和元年5月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から実施されており、令和2年度は約27万人、令和3年度は約32万人の学生等に対し支援が行われた。令和5年度予算においては、修学支援新制度に係る費用として5,311億円（対前年度比115億円増）が計上された。なお、令和6年度予算概算要求では、金額を明示しない「事項要求」とされている。

高等教育の修学支援新制度の概要

- 授業料等減免
 - ・ 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。
 - ・ 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

- 給付型奨学金
 - ・ 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200円	66,700円	38,300円	75,800円
高等専門学校	17,500円	34,200円	26,700円	43,300円

(出所) 文部科学省資料をもとに当室作成

イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和5年度予算においては、第一種に係る事業費として2,957億円（対前年度19億円増）が、第二種では5,949億円（同249億円減）が計上された。なお、令和6年度予算概算要求では、第一種は金額を明示しない「事項要求」とされており、第二種の事業費は5,862億円とされている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予

制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

ウ 支援の充実

令和4年5月の教育未来創造会議（1(2)「教育未来創造会議」参照）第一次提言において、修学支援新制度の支援対象となっていない中間所得層のうち、特に負担軽減の必要性が高い多子世帯や、理工系・農学系の学部の学生等への拡大を検討するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設することとされた。

これを受け、令和5年4月、文部科学省は安心して子どもを産み育てられるための奨学金制度の改正を令和6年度より行うことを決定し、修学支援新制度の支援対象を多子世帯及び理工農系の学生等の中間層にも拡大することとしている。同時に、大学院生（修士段階）に対して授業料を卒業後の所得に応じて「後払い」とする仕組みを創設するとともに、奨学金の返還者に対しては、減額返還制度を利用可能な年収上限の引上げや減額幅の選択肢の増加により減額返還制度の要件等を柔軟化することとしている。

なお、骨太方針2023では、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずることとしている。

4 科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学技術・イノベーション基本計画¹⁷」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和5年度の科学技術関係予算の全府省総額は4兆7,882億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は43.0%に当たる2兆579億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③分野別の研究開発、④研究費、研究開発評価、⑤研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑥産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑦科学技術・学術の国際活動、⑧生命倫理・安全等、⑨先端技術の発信・ショーケース化等がある。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、地震・防災、海洋など多岐に

¹⁷ 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10年先を見通した今後5年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和3年3月、令和3年度から令和7年度を対象期間とする「第6期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。

わたる分野の研究開発を推進している。

ア 宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画¹⁸」（令和5年6月閣議決定）に沿って行われている。令和5年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,268億円（当初予算対前年度比10%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,527億円である。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）では、固体燃料ロケット「イプシロン¹⁹」及び新型基幹ロケット「H3ロケット²⁰」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機「こうのとり²¹」の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ISS）計画²²」に参画するとともに、国際宇宙探査計画である「アルテミス計画²³」への参画を表明している。

イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（平成24年9月に環境省の外局として設置）が、それぞれ所管している。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）は、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年6月にJAEAが策定した「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている²⁴。

¹⁸ 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等が定められている。

¹⁹ 平成26年に初号機を打ち上げて以降、令和3年11月に打ち上げた5号機までは打上げに成功していた。しかし、令和4年10月に打ち上げた6号機は、目標姿勢がずれたために打上げに失敗した。JAXAによる原因調査の結果報告では、第2段ガスジェットエンジンから推進薬が漏洩したことが直接の要因であるとの見解が示されている。

²⁰ 令和5年3月に試験機1号機が打ち上げられたが、第2段エンジンが着火せず、打上げは失敗した。現在、JAXAにおいて原因究明に向けた調査が行われている。

²¹ 令和2年の9回目の補給ミッションを完遂し運用を終了した。現在、後継機「HTV-X」の運用に向けた準備が進められている。

²² 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年までのISSの運用延長への参加を決定している。

²³ 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。JAXAでは、日本人宇宙飛行士が月面でも活躍すること想定し、令和5年2月、14年ぶりに新たな宇宙飛行士候補者2名を選抜した。候補者は今後約2年間の訓練を経て、正式に宇宙飛行士として認定されることとなる。

²⁴ 4つの廃止措置段階のうち、第1段階（燃料体取出し期間）が令和4年10月に完了し、令和5年4月からは第2段階（解体準備期間）に入っている。

ウ 量子科学技術

政府が第5期科学技術基本計画において、量子技術を重要基盤技術として位置付けたことを受け、統合イノベーション戦略推進会議²⁵は、令和2年1月に量子技術の研究開発戦略として「量子技術イノベーション戦略」を策定し、量子技術イノベーションを牽引すべく、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、同戦略に基づき、基礎研究から技術実証まで一貫通貫で取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている²⁶。また、「量子未来社会ビジョン²⁷」（令和4年4月策定）及び「量子未来産業創出戦略²⁸」（令和5年4月策定）を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

エ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第4期海洋基本計画」（令和5年4月閣議決定）²⁹等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ 地震・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所において陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を行っている。また、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、学校施設等の老朽化対策など、23の対策について財政支援などの必要な施策に取り組んでいる。

令和5年6月に成立した活動火山対策の更なる強化のための「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」を受け、令和6年4月1日の「火山調査研究推進本部³⁰」設置に向けた準備が進められている。

²⁵ 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月閣議決定）に基づき内閣府に設置された、内閣官房長官を議長とする会議体であり、全ての国務大臣で構成されている。

²⁶ 「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」として令和5年度予算において42億円が計上されている。

²⁷ 量子技術による社会変革に向けた戦略のこと。

²⁸ 量子技術の実用化・産業化に向けた方針や実行計画を示した戦略のこと。

²⁹ 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われる。

³⁰ 火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に関する施策の立案や調査観測計画の策定、関係機関の調査研究予算等の調整等を行う機関であり、令和6年4月から文部科学省に設置される。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

人材力の強化では、若手研究者が安定かつ自立した研究環境で自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対して支援を行う「卓越研究員事業」を実施するなど、若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士後期課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士後期課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備（博士課程修了後のポストへの接続）を一体として実施する大学に対し支援を行っている。

知の基盤の強化では、科学研究費助成事業（科研費）³¹等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

資金改革の強化では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

(4) 我が国の大学の研究力の向上

ア 10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている³²。この原因として、我が国の大学は、世界のトップ大学と比較して資金力が乏しく、研究基盤の整備や若手研究者への支援を拡充できていないことなどが挙げられている。

政府は、世界に比肩するレベルの研究を行う大学（世界と伍する研究大学）を実現するため、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした³³。その後、大学ファンドの支援対象となる大学についての制度を構築することを内容とする「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」が令和4年5月に成立した³⁴。

文部科学省は、令和6年度からの支援開始に向け、支援対象となる大学（国際卓越研究大学）を公募し、令和5年8月、申請のあった10大学のうち初回の公募における認定候補

³¹ 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和5年度予算において2,377億円が計上されている。

³² 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数（Top10%補正論文数・分数カウント法）において、日本は2009-2011年（平均）では6位だったが、2019-2021年（平均）では13位となっている。

³³ 令和3年1月に成立した「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律」により、国立研究開発法人科学技術振興機構が大学ファンドの運用及び大学に対する助成を行うこととなった。ファンドの運用は令和4年3月から開始されており、その資金として、令和2年度第3次補正予算～令和4年度予算において、10兆円（一般会計出資金1兆1,111億円、財政融資資金8兆8,889億円）が措置された。

³⁴ 文部科学大臣が、大学の申請に基づく国際卓越研究大学（国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学）の認定及び国際卓越研究大学が作成した研究等の体制強化計画の認可を行い、国立研究開発法人科学技術振興機構が、認可を受けた研究等の体制強化計画に対し大学ファンドから助成を行うこととなる。

として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して東北大学を選定した³⁵。今後、国際卓越研究大学を認定するために必要な制度改革等として、国立大学法人法改正案を令和5年の臨時国会へ提出することが見込まれている。

イ 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学だけでなく、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和4年2月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和5年2月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている³⁶。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任や損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年3月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会を設置した。審査会は、平成23年8月に原子力損害の範囲や損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和4年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第5次追補を策定・公表した。

また、東京電力福島原子力発電所事故の経験等を踏まえ、原子力事故が発生した場合における原子力損害の被害者の保護に万全を期するためには、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要であることから、同原子力発電所事故における対応のうち、仮払資金の貸付制度の創設や和解仲介手続の利用に係る時効中断の特例など、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じるための原賠法の改正が行われた（平成30年12月成立、令和2年1月全面施行）。

5 文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野

³⁵ 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。

³⁶ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。

令和5年3月、第1期文化芸術推進基本計画が令和4年度で満了することに伴い、令和5年度以降の新たな計画として第2期基本計画が閣議決定された。第2期基本計画では、第1期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5～9年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和5年5月、職員の7割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

第2期文化芸術推進基本計画において、近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興が重点施策として掲げられた。これを受け、文化庁に設けられた「建築文化に関する検討会議」において、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方等について検討が行われ、令和5年5月、建築文化の振興法の制定などの法制面、税制面での検討を行うことなどを内容とする報告書が取りまとめられた。

イ 世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和3年7月に、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は25件（文化遺産20件、自然遺産5件）となった。

文化庁は、令和4年2月、「佐渡島（さど）の金山」の世界文化遺産登録を目指して推薦書をユネスコに提出した³⁷。また、令和5年7月、関係自治体から推薦の希望のあった「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」についての文化審議会の意見を踏まえ、今年度は世界遺産の新規候補の選定を行わないこととした。

³⁷ ユネスコ事務局から推薦書の一部に不十分な点があると指摘されたことを受け、令和5年1月に推薦書を再提出した。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

令和5年5月には、利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない著作物等の時限的な利用に関する新たな裁定制度の創設等を内容とする著作権法の改正が行われた（一部を除き、公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）。

AI技術の進展、特に生成AIの技術の急速な進歩により、AI生成物と著作権等の関係について様々な議論が生じている。令和5年5月、政府の「AI戦略会議」は「AIに関する暫定的な論点整理」を取りまとめた。AI生成物の著作権侵害リスクや著作権侵害事案が大量に発生することにより紛争解決対応が困難になるおそれについて指摘するとともに、現行の著作権制度の丁寧な周知や、著作物としてのAI生成物に関する論点を整理するなど、必要な対応を検討することとしている。また、「知的財産推進計画2023」（令和5年6月知的財産戦略本部決定）では、生成AIと著作権との関係について、AI技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討することとしている。これらを受け、現在、文化審議会著作権分科会において、生成AIと著作権に関する論点整理についての検討が進められている。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会に対する報告徴収・質問権の行使や被害者等へのヒアリングを通じて情報収集し、詳細に検討した結果、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和5年10月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、東京地方裁判所に対して解散命令を請求した。

報告徴収・質問権は、旧統一教会に組織的な不法行為責任が認められた事例等がある状況を踏まえ、より具体的な実態を把握することが必要であるとして、令和4年10月以降、文化庁が7回にわたって宗教法人審議会の意見聴取を経て行使したものである。

なお、文化庁は、解散命令請求だけでなく、報告徴収・質問権の行使において旧統一教会から報告されなかった事項があったとして、令和5年9月、宗教法人審議会の意見聴取を経て、宗教法人法に基づく過料を科すよう東京地方裁判所に対して通知している。

(5) スポーツ施策の推進

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画³⁸」（令和4～8年度）では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた重点施策とともに、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの「新たな視点」³⁹を支える施策を示した上で、今後5年間にスポーツ庁が総合的かつ計画的に取り組む12の施策が示された。

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

①多様な主体におけるスポーツの機会創出	⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
②スポーツ界におけるDXの推進	⑧スポーツを通じた共生社会の実現
③国際競技力の向上	⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
④スポーツの国際交流・協力	⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
⑤スポーツによる健康増進	⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
⑥スポーツの成長産業化	⑫スポーツ・インテグリティの確保

II 第212回国会提出予定法律案等の概要

1 国立大学法人法の一部を改正する法律案

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等に関する特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学の統合について定めるもの。

（参考）継続法律案等

○ 学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外9名提出、第211回国会衆法第11号）

義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの。

³⁸ スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」（スポーツ基本計画）を策定することとされている。

³⁹ 第2期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする4つの中長期的な基本方針が掲げられていた。第3期基本計画ではこの4つの基本方針を踏襲した上で、加えて「新たな視点」が必要だとしている。

○ 公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外 10 名提出、第 211 回国会衆法第 22 号）

公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講ずべき措置について定めるもの。

○ 宗教法人法の一部を改正する法律案（堀場幸子君外 3 名提出、第 211 回国会衆法第 35 号）

宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、宗教法人に報告を求め、及び質問することができる事由の拡充並びに宗教法人に対する勧告、命令等の制度及びその財産に係る保全処分の制度の創設等の措置を講ずるもの。

内容についての問合せ先
文部科学調査室 藤井首席調査員（内線 68500）